

平成27年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成27年3月12日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成27年3月12日 午後0時58分 委員長宣告

4. 審査事項

審査事件名

- 議案第21号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 可児市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 市道路線の認定について
- 陳情第9号 可児市民総合体育館建設を求める要望書

報告事項

1. 報告第2号 出資法人の経営状況説明書について
 - ・公益財団法人可児市体育連盟
 - ・公益財団法人可児市文化芸術振興財団
2. 可児市水道ビジョンの改定について
3. 文化創造センターa1aの備品について
4. 空き家等の適正管理に関する条例について
5. 岐阜県総合教育センター可児分室跡地購入について
6. 可児駅自由通路整備事業等について

協議事項

1. 議会報告会での意見の取り扱いについて

5. 出席委員 (7名)

委員長	板津博之	副委員長	山田喜弘
委員	小川富貴	委員	中村悟
委員	山根一男	委員	澤野伸
委員	伊藤壽		

6. 欠席委員 なし

7. 参考人

公益財団法人	可児市体育連盟	事務局長	高木和博
公益財団法人	可児市文化芸術振興財団	事務局長	山本和美

８．説明のため出席した者の職氏名

市 民 部 長 西 田 清 美

水 道 部 長 村 瀬 良 造

生涯学習文化室長 堀 部 建 樹

環 境 課 長 高 野 志 郎

都市整備課長 三 好 英 隆

水 道 課 長 田 中 正 規

建 設 部 長 西 山 博 文

建設部次長兼
用地課長 樋 口 孝 男

スポーツ振興課長 長 瀬 繁 生

都市計画課長 瀬 瀬 新 吾

建築指導課長 守 口 忠 志

９．職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局
書 記 村 田 陽 子

議 会 事 務 局
書 記 熊 澤 秀 彦

- 委員長（板津博之君） それでは、ただいまから建設市民委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず、議案第21号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

- 建設部長（西山博文君） それでは、建築基準法に基づきます法律がちょっと変わってまして、手数料のほうで改定ということで、担当の建築指導課長のほうから説明させますので、よろしくお願いします。

- 建築指導課長（守口忠志君） それでは、資料番号1番の15ページ、議案第21号の可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてですが、次のページ、16ページ、17ページの黒枠のところがございます。こちらにつきましては、これから説明させていただきますが長期優良住宅のほうの関係でございます。18ページの黒枠の改正前のところが、建築のほうの手續に伴うもので、建築基準法の改正に伴うものの改正部分でございます。

それでは、別にお配りしました資料に沿いまして説明をさせていただきます。

建設市民委員会議案第21号説明資料に基づいて説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

法律の改正に伴う手数料の改正でございます。

1点目としましては、建築基準法の改正に伴う手数料の改定です。今回の改正では、構造計算適合性判定制度が見直しになっております。構造計算適合性判定とは、一定規模以上の建築物等で、安全性の確保のため、構造計算が適合しているかどうかを建築主事が行う審査に加えて、第三者機関が審査を行う制度でございます。その制度の見直しに伴いまして、これまで市へ構造計算適合判定の必要な確認申請が提出された場合は、市が都道府県等による構造計算適合判定を依頼していましたが、これから、下のほうの改正前のほうの図を見ていただきますと、この図面のとおり、建築主が可児市に構造計算が必要な分の手数料を支払いいただいて、それを可児市から第三者機関へ委託という形で依頼をしていました。改正後、これからですが、建築主は可児市に確認申請を出すと同時に、別でそれぞれ判定機関のほうへ直接依頼することとなりました。そのため今回、改正前の判定に関する手数料のほうを、改正後、削除させていただいております。

1点目は以上でございます。

次のページをめくっていただいて、2ページ目でございます。

2点目としましては、住宅の品質確保の促進等に関する法律の改正に伴う長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料の改正でございます。今回の改正では、長期優良住宅認定の際に添付する適合証にかわり、住宅性能評価書により申請ができるようになりました。住宅性能評価書とは、住宅性能表示制度に基づきまして発行されるもので、この制度では消費者保護のため、住宅の性能を法律に基づいた一律の基準で表示・評価するもので、活用がしやす

くなるように改正されました。

具体的な改正内容としましては、この下のほうの図面でお示ししましたとおり、もともと長期優良住宅認定申請の手順としましては、１つ目としては添付書類がない場合、具体的には可児市において技術審査と認定審査をあわせて行うケースです。２点目としましては、長期優良住宅認定申請の際に、技術審査だけは登録住宅性能評価機関で適合証を事前にとっていただいて、それをもって可児市のほうで認定審査だけを行う、この２つのパターンがもともとございました。それにあわせまして、１つプラスという形になるんですけど、改正後につきましては、住宅性能評価書を添付していただいて、それで可児市で審査を行う。この可児市で審査を行う場合は、一部の技術審査が住宅性能評価と長期優良住宅で違いがある部分だけを審査させていただきまして、その上で認定審査というこのパターンで申請もできるようになりました。

そのため、次のページの３ページ目でございますが、(1)(2)に加えまして、(3)としまして住宅性能評価による申請の場合ですが、１戸建て住宅で２万２,０００円、５戸以下で６万２,０００円を申請戸数で割る場合、６戸から１０戸、５戸を超えた場合で１０戸までの場合は９万５,０００円を申請戸数で割る、１０戸以上の場合は１７万４,０００円を申請戸数で割るという形でございます。

なお、変更認定申請の場合は、認定申請手数料の半額という形になっております。以上でございます。

- 委員長（板津博之君） これより議案第21号についての質疑を行います。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いします。

また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

それでは、意見のある方。

- 委員（小川富貴君） これは申請者にとっての立場でお聞きしますけれど、認定までの期間が短縮されるのか、それともひょっとして長くなるのか。申請費用は変更があるのでしょうか、お尋ねします。
- 建築指導課長（守口忠志君） 認定の申請に対しての、長期優良住宅の件でよろしかったでしょうか。
- 委員（小川富貴君） 最初にお尋ねしたいのは、１点目の説明の建築基準法の改正に伴うほうでお尋ねさせていただきたいというふうに思っています。
- 建築指導課長（守口忠志君） 建築基準法の改正に伴うほうでございますが、こちらにつきましては可児市が一旦受けてから委託業者に出すという流れでしたんですが、それが同時並行で申請を進められるものですから、建築主については早期に対応ができるものと考えております。以上です。
- 委員（小川富貴君） ２点目の長期優良住宅のほうですけれども、費用的にはどうなんでしょうか。

- 建築指導課長（守口忠志君） 費用的には、現段階で確認をしますと、やはり手数料的には高くなっております。といいますのは、現段階で住宅性能評価というものが9分野の27項目を審査するという形で、民間で審査をすると5万円ほどかかってまいります。

長期優良住宅の適合証を民間でとられる場合ですと、今現在5万4,000円。住宅性能評価と長期適合証をあわせてとられる場合だと5万7,000円というのがあるんです。それが、今度、住宅性能評価のほうで9分野27項目から4分野9項目に絞られた審査になってまいります。そうした場合の手数料が、今現在わかりませんので、トータル的に、将来的にコストも下がってきて、あわせて住宅の性能評価書までとれるということになると有利になってまいります。現時点では住宅性能評価分だけは高くなるという形になっております。以上です。

- 委員（小川富貴君） 直接この手数料の改正にかかわるかどうかはちょっとわからないんですが、質問させてください。

非常に重要なところだと思います。事故なんか過去に起こった経緯もありますので。そのときに、市に、技術者がいることの重要性が確認されていたわけですが、この改正によって市の技術者が減ったりするということはあるわけですか。確認は、ここの手続上いまだにしきやいけないところは残るわけですが、今何人いらっしゃるかわからないんですけど、それが何人かに減るということは具体的にありそうですか。

- 建築指導課長（守口忠志君） この手続に伴いまして、技術審査のほうの人数が減ることはないと思います。

- 委員長（板津博之君） それでは、ほかに発言はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

討論もないようですので、これで討論を終了します。

これより議案第21号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第21号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号 可児市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

- 建設部次長兼用地課長（樋口孝男君） 議案第30号 可児市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

資料ナンバー1の議案の50ページ、あと資料ナンバー6、議案説明書の6ページをよろし

くお願いいたします。

まず、今回の改正理由といたしましては、説明書にも書いてございますように、道路法等の改正に伴いまして条文を整備するものでございます。

主な内容といたしましては、議案のほうの50ページを見ていただきたいと思います。条例の第4条第1号につきましては、道路占用料を徴収することができていた国のほうの事業が廃止されたことによりまして、条文の一部を削除するものでございます。

続きまして条例第4条第5号につきましては、電気事業法の引用条項を改めるものでございます。

続きまして51ページですが、条例の第5条の占用料の徴収の方法でございますが、徴収の時期が今までは「毎年度4月30日まで」となっていたんですが、これを「毎年度、」に改めるということで、これは4月30日までに全部とても徴収することは不可能なものですから、年度という形で期日を1年間のほうに変更させていただいております。

あと続きまして51ページと、それから52ページの別表ということで徴収のほうが書いてございますが、これも道路構造令のほうが変わりましたので、その号を順番順番逐次変えてございますので、よろしくお願いをいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

- 委員長（板津博之君） これより議案第30号についての質疑を行います。
- 委員（澤野 伸君） 道路占用料を徴収することのできる国の事業って、具体的にどういったものでしょうか。
- 建設部次長兼用地課長（樋口孝男君） 直接は可児市にはありませんけど、国有林を特別会計でずっと管理をしております。それが廃止になって一般会計のほうで管理するということになったので、この法律が廃止になったということです。直接は可児市には国有林がなかったものですから、全然気にはしてなかったんですけど、一応県のほうも条例を変えられましたので、それにあわせて変更したということでございます。
- 委員長（板津博之君） ほかに発言はありますか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論も終了します。

これより議案第30号 可児市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第30号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号 市道路線の認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

- 建設部次長兼用地課長（樋口孝男君） 資料ナンバー同じく1の58ページ、議案第35号でございます。あと説明資料が資料の6の6ページでございます。それから、あと資料ナンバー8に、今回の市道認定の位置図がつけてございますので、ナンバー8の1、2をごらんください。よろしくお願いいたします。

今回、新たに市道認定いたしますのは、全部で6路線でございます。そのうち川合地内では、市道5399号線から5403号線までの5路線でございます。この道路につきましては、昭和の時代でして、昭和56年から昭和59年ころに株式会社大隈鉄工所、今のオークマ（株）なのですが、それと可児市土地開発公社が開発をいたした道路でございます。それで管理期間につきましては平成7年に終わっておりまして、道路の名義も可児市に変更されております。幅員につきましては全て6メートルで、両側溝が入って舗装もされております。

それからあともう1本、土田地内で渡地区なんですけど、1路線ございまして、これも古い話で、昭和62年に、当時、可児市がわざわざ土地を買って4メートル幅員で改良工事が終わっています。ここも両側溝入っておりまして、舗装も全部きれいになっておりまして、当時どうやって無税で買ったのかよくわからないのですが、本来なら市道でないと収用対象にならないものですから、どういう買い方をしたかわからないのですが、土地をわざわざ買って4メートルに改良しておりまして、整備もきちんと終わっておりまして。現地も全部、この6路線とも見てまいりましたけれども、今のところ側溝についても舗装についても問題なかったものですから、今回、認定をお願いするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

- 委員長（板津博之君） それでは、これより議案第35号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

発言ありませんので、これで質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

発言ありませんので、これで討論を終了します。

これより議案第35号 市道路線の認定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第35号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第9号 可児市民総合体育館建設を求める要望書を議題とします。

本陳情の取り扱いについて、御意見を願います。

○副委員長（山田喜弘君） この陳情は、総合体育館が欲しいということで、2,300名ほどの方が署名をつけて市に要望をされているところでございますが、12月定例会で天羽議員の一般質問に対して執行部のほうから、今の公共施設ですね、これを維持・更新するだけでもかなり大変だということで、市民の皆さんのニーズ、そして広域的な連携の可能性、または民間がどこまで支援していただけるのか、そして将来世代に負担をかけないことを総合的に勘案して決めたいということの考え方を示されていますので、そういう意味も含めて、今後どういうふうになっていくのかは注視していく必要もありますので、今回は聞きおきをしておいて、今後、議会としても調査・研究をしてみてもどうかというふうに思っております。以上です。

○委員長（板津博之君） 山田副委員長からはそのような、今回は聞きおきとさせていただき、また今後、調査・研究を進めていってはどうかという御意見でございましたけれども、ほかにこの件について御意見はございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、陳情第9号については当委員会としては聞きおきとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、陳情第9号は建設市民委員会の聞きおきとさせていただきます。

以上で、委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

それではお諮りします。

本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

暫時休憩とします。

休憩 午後1時19分

再開 午後1時21分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告事項1．報告第2号 出資法人の経営状況説明書についてを議題といたします。

本日は、参考人として公益財団法人可児市体育連盟事務局長 高木和博さんと公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長 山本和美さんに御出席をいただきました。

それではまず、公益財団法人可児市体育連盟の経営状況より御説明をお願いいたします。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（高木和博君） それでは、公益財団法人可児市体育連盟の平成27年度の事業計画と予算について説明させていただきます。

可児市体育連盟は、公益財団法人に移行いたしまして2年がたとうとしております。公益

的社会的責任を自覚し、市内のスポーツ団体の先頭に立ち、1ページにあります、上段でありますが、「示せ躍進 広げようふれあい 可児市体連」のスローガンのもと、中ほどにあります8つの重点を掲げ、各種スポーツ事業を展開しております。

具体的施策といたしましては、まず重点1の体制の強化と組織の拡大では、平成26年度に硬式野球連盟が33番目の競技団体として加盟いたしました。

2ページをごらんください。

2ページの上段の財政基盤の確立では、毎年9月下旬に商工会議所のほうに出向きまして、会議の時間を頂戴いたしまして、賛助会員制度の説明をして理解を求めています。

重点3の競技力の向上では、岐阜県民スポーツ大会の目標順位を第3位として加盟団体が鋭意努力しておりますが、昨年の第7回大会では総合5位ということでした。ことしは何とか3位入賞を目指したいと思っております。

重点4の生涯スポーツの普及・振興でございますが、(2)の可児シティマラソン大会にハーフマラソンの部を新設するため、開催計画の具体化を推進することとしております。

重点5でございますが、青少年のスポーツ活動の活発化では、スポーツリーダーバンク設置を目指すこととしております。

重点6の広報広聴活動では、お手元に提出させていただきました「体連かに」の発行をしております。また、リアルタイムに体育連盟の情報を可児市、CTK、新聞社等に情報発信をしております。

重点7の体育施設の受託事業では、KYBスタジアムを初め、可児市の体育施設を適正に管理し、体育施設利用者の皆様の利便性の向上に努めております。また、体育連盟所有の錬成館の利用は、加盟団体を初め40の登録団体において、年間3万3,000人の方が利用されております。

重点8の職員の資質の向上では、体育施設管理士、体育施設運営士の資格を取得させております。

4ページをごらんください。

平成27年度の事業計画の一覧でございます。

4月26日には第34回の可児市総合体育大会の開会式、5番、6番でございますけれども、5月中旬には定例理事会、6月6日には定例評議員会を開催し、平成26年度事業報告及び決算書類の承認と監査報告を行います。

7月19日、9番目でございますけれども、第46回の可茂地区体育大会へ選手・役員を340名派遣する予定でおります。

それから14番目、9月20日でございますが、第8回岐阜県民スポーツ大会が可茂地区で開催されます。何とか総合3位を目指すことを2月の上旬に開催いたしました理事会、評議員会の席上で渡邊会長が強い決意を述べられました。

18番目でございますが、12月13日には、昨年衆議院議員選挙で中止となりました第58回可児駅伝競走大会を行います。

平成28年に入りまして、23番の定例理事会を1月下旬、2月6日には定例評議員会を開催する予定にしております。

それと、2月21日には第34回可児シティマラソン大会を計画しております。

また、事業一覧には記載はございませんけれども、プロ野球2軍戦の開催を6月27日に計画しております。広報紙「体連かに」は、9月と3月の中旬に発行を予定しております。また、スポーツ教室やトレーニング講習会も随時計画してまいります。

事業計画は以上でございます。

次に当初予算でございます。

公益財団法人に移行した関係上、会計制度が大きく変わりました。5ページの予算書のとおり、正味財産増減予算書の様式になったこと。

7ページをごらんください。

内訳表にあります公益目的事業会計と法人会計の2区分になりました。それと減価償却費の非現金支出費用計上が必要になりました。したがって、従来の収支予算書とは全く異なる損益予算となっております。

それでは、予算について説明いたします。

5ページをごらんください。

まず最初、経常収益の部でございますけれども、基本財産の利息収入ということで1万7,000円、会費収入で加盟団体会費や賛助会費の230万1,000円、事業収益といたしましてスポーツ教室や講習会受講料の76万2,000円、体育施設受託費として4,166万4,000円、センター運営事業収入といたしまして120万円、合わせまして4,362万6,000円であります。

受取補助金といたしましては、体育連盟活動補助金として2,971万7,000円、錬成館運営補助金といたしまして1,195万円、合わせまして4,166万7,000円です。

受取負担金といたしましては、シティマラソンの参加費協賛金と2軍戦の入場料等を合わせまして1,487万7,000円、雑収入は79万2,000円であり、経常収益としましては1億328万円を予定しております。

前年と比較しまして受託事業収益で153万円ほどの減額でございますが、体育連盟の職員が産休をとっておりました関係上、臨時職員を雇っておりましたけれども、平成27年から復帰するため、臨時職員の賃金を減額したものでございます。それと受取負担金の700万円の増額は、シティマラソン大会にハーフの部を実施する予算を立てたため、参加料の増加によるものでございます。

次に経常費用でございます。経常費用は、事業費と管理費に区分されております。

まず、事業費の部でございますけれども、職員給料や福利厚生費、共済掛金負担金などは、各事業での職員の従事割合で案分しております。

まず事業費の予算であります。総額1億340万7,000円です。主な支出は、職員の給料、福利厚生費、臨時職員の賃金を合わせまして2,830万8,000円。264万円の給料の増額は産休職員の復帰に伴うものでございます。臨時雇賃金189万円の減は、臨時職員の減によ

るものでございます。シティマラソンや各種教室及び施設管理用消耗品関係で397万2,000円、シティマラソン大会の参加賞や景品関係の報償費に217万円、各大会の冊子及びポスターの印刷製本費に155万9,000円、錬成館の光熱費に217万5,000円、各種保険料負担金で257万4,000円、加盟団体への助成に807万円、スポーツ施設管理委託料に4,115万9,000円、それと建物の減価償却費として577万9,000円でございます。

次に法人の管理費でございますが、給料を含めまして672万7,000円であり、減価償却費を含めまして経常費用総額は1億1,013万4,000円を計上させていただいております。減価償却費等を含めましてマイナス685万4,000円であり、要因は錬成館の減価償却費が主なものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○副委員長（山田喜弘君） 減価償却費、今年度から計上したということですがけれども、それを除いても120万円ぐらいの赤字になるんですか、当初予算。これって何で埋め合わせするんでしょうか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（高木和博君） 本来は建物の減価償却費を積み立てていかなければいけないんですけれども、今、可児市体育連盟としては、市の補助金で運営しているのが現状でございます。その減価償却費につきましては、将来、建物が償却したときに、建物をつくり直すか修繕するときに、銀行から借入れをしてやっていくということになるかと考えております。

○副委員長（山田喜弘君） そもそも予算が赤字ですよ、当初予算。それって赤字のままでいいということですか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（高木和博君） 先ほども説明いたしましたけれども、新しく公益財団法人になりまして、この予算書になりますと、結局損益ベースで、金が動いてないけれども、過去に払った建物の代金が減価償却費としてマイナス計上されておるということで、普通の収支予算ベースでいきますとプラス・マイナス・ゼロの予算でございます。ただ、県のほうから求められている予算書としては、この正味財産増減計算書になりますので、減価償却費のところがマイナスということになります。

○委員長（板津博之君） じゃあ、ほかに質疑はございませんか。

○委員（中村 悟君） 初歩的なことの確認ですが、経常費用の中のずうっと見ていって、助成金というのと委託料というところなんです。簡単に内容を教えてください。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（高木和博君） 助成金というのは、加盟団体から賛助会費をいただいておりますけれども、活動助成金ということで、各加盟団体のほうに体育連盟が決められた規則の中でお支払いしておるものでございます。

それから委託料につきましては、可児市の体育施設を受託管理しておりまして、その受託

管理しておるものの中でシルバー人材センターとかへ委託しておりますので、その委託料で
ございます。

- 委員（小川富貴君） 非常に初歩的なことなんですけれども、今の可児市の体育連盟に加盟
してらっしゃる加盟団体の数はどのくらいありますか。その中に雪合戦チームは入っている
んですかしら。

- 公益財団法人可児市体育連盟事務局長（高木和博君） まず、加盟団体でございますけれど
も、種目競技団体が33団体、地区体育振興会が12団体、学校体育団体が小学校と中学校で2
団体、それから体育推進団体といいまして、これは今、健友会と言っておりますけれども、
ここが1団体、それからスポーツ少年団が育成団体ということで加盟しております。

あと、雪合戦チームは加盟しておりません。

- 委員（小川富貴君） じゃあ、ここで聞くわけにいかないし、示せ躍進に一番ふさわしいす
ごいい団体だというふうに評価しているんですね、雪合戦チーム。助成がされているのか
な、されているんだったらどの程度助成してくださっているんでしょうかお聞きしたかった
んですけど、加盟してないということですね。

ならばお聞きしますが、総合3位を目指していらっしゃって、どこがベースの総合3位で
すか。県ですか。国ですか。

- 公益財団法人可児市体育連盟事務局長（高木和博君） 県の大会でございます。

お手元に体育連盟の広報紙があるかと思うんですが、表紙を見ていただきますと、第7回
岐阜県民スポーツ大会の結果が下のほうに載っておると思うんですけれども、岐阜県民ス
ポーツ大会は30郡市がございまして、その総合体育大会で得点競技をしております、可児
市は第5位ということでございました。

- 委員（山根一男君） ハーフマラソンの件でちょっと、先ほど700万円ほど入場料といいま
すか参加費がアップということで、どれぐらいの規模で考えておられて、どのような体制を
組んでいくのかを、アウトラインで結構ですけど教えていただけますか。

- 公益財団法人可児市体育連盟事務局長（高木和博君） 一応今、シティマラソンは大体
2,100人から2,400人の参加者を考えておるわけなんですけれども、今度のハーフマラソンをいた
しますと、約3,000人規模を計画しております。当然ハーフマラソンになりますと、どこの
市町も参加料が高く設定をされております。ハーフマラソンにつきましては4,500円がこの
近隣、参加料として徴収しておりますので、そういった計算をベースにして、予測ですけれ
ども700万円ほど上がるだろうということです。

- 委員（山根一男君） わかりました。

何か移行するに当たって、移行じゃないか追加するんでしょうかね、宣伝の方法とか、何
か今考えているようなことはありますか。それとも、これからその辺はやるんでしょうか。

- 公益財団法人可児市体育連盟事務局長（高木和博君） ハーフマラソンへ移行する場合に、
20キロ全て公道へ出すということでございまして、警察と協議をしておりますけれども、20
キロ公道へ出すことによって2時間半ほどの通行どめ等のすごいハードルがあるわけでござ

いまして、それを今後、体育連盟が中心になりまして、関係競技団体と検討した上で、最終的にやるかやらないかは、その中で決めていこうと思っております。ただ、予算取りとしては、一応やる方向で計画を立てさせていただいておるということです。

- 委員（山根一男君） まだやると決めているわけではないということですね。それはいつごろ決まるんですか。結構待ち望んでいる方がたくさんいると思うんで。
- 公益財団法人可児市体育連盟事務局長（高木和博君） 実は、昨年からハーフマラソン発起人会を開いておりまして、そこで随時検討はしてきております。そのためには、一番最大のネックは、コース設定と、あと1,000人近くのボランティアが要るので、現在、シティマラソンをやっておりますけれども、ことしの場合、400人ちょっとのボランティアです。ですから、600人プラスのボランティアが必要になってくるものですから、大きなネックといたしましてはコース設定、それから警察との協議、あとボランティアの確保、これが問題になってきます。
- 委員（山根一男君） 最終決定の日はどこで決めるんですか、それは。
- 公益財団法人可児市体育連盟事務局長（高木和博君） 実は来週にもハーフマラソンの発起人会を開きますけれども、再度会長が、評議員会、理事会の席でもお話しされましたが、もう少し慎重に大会の意義と目的をもう一度精査して進もうということは言ってみえます。慎重に進めたいということを会長が言ってみえますので、今後、シティマラソンの実行委員会等でまた協議していくことになるかと思えます。
- 委員（山根一男君） 意見になるかもしれませんが、待ち望んでいる方がいらっしゃるし、可児市の周りはほとんどやっけていまして、いろんな難関はあるかもしれませんが、ぜひ打破してやっていってほしいなという希望を持っていますんで、よろしくお願いします。
- 委員長（板津博之君） ほかに発言はございませんか。
- 委員（中村 悟君） いつも日ごろからいろんなところで言わせてもらっていますが、体育連盟のいろんな目的のところに、競技力の向上とか青少年スポーツの活動の活発化で、ジュニア選手の育成とか、そういった要は選手の強化とか、ここにも書いてありますが、いい選手の発掘とか、そういったことに関する何か具体的な取り組みというのがどんなものがあるかなというのと、3ページにあるスポーツリーダーバンクの設置に向けた研究というのがありますが、当然、リーダーの育成というか、発掘も含めて、本当に一番大切なところかなあと思えますが、競技力の向上とか強化とかいうことに関して、何か具体的な案がありますかね。やろうとしてみえることとか、あったら教えてください。
- 公益財団法人可児市体育連盟事務局長（高木和博君） スポーツリーダーバンクの設置につきましては、先ほども言いましたように、ジュニアの育成と絡めてやっておるんですけれども、スポーツを向上させるためには、そういったすばらしい指導者が必要になってくると。なぜスポーツリーダーバンクを設置するかといいますと、今、学校現場のほうでは、少子化に伴いまして学校の先生の数も減ってきておるというところで、じゃあ学校の先生が全ての

競技を指導できるかということ、そうではないという現状がございます。ですから、この辺のことについて、学校現場でこういった指導者を求めているのか、逆に可児市の体育連盟ではこういった指導者を確保できるのかということで、この3月に各加盟団体に資格調査を依頼しております。それをまとめまして中学校体育連盟のほうと、外部指導者になりますので、いろんな規則とか、例えばあとお礼のお金、謝金とか、指導時間だとか、そういったものを中学校体育連盟と協議いたしまして進めていきたいというふうに考えております。

- 委員（小川富貴君） 以前、桜ヶ丘の子がオリンピックに出たことがありました。あのときは、実はお父さんの愚痴からだったんです。せっかくオリンピックに出るということが決まったのに、誰も何も、この地域で育った子なのだという愚痴を私に話されたことがきっかけで、私、強引に市長に、何とか垂れ幕お祝いぐらいやってくださいというふうにお話ししたんです。そういう素材がここで生まれているということで、ここに書かれている広聴広報活動でも重要だろうと思いますし、子供たちのアイデンティティーを育てるためには、それこそ子育てのまちとしたら、本当に大切な内容になってくんじゃないかというふうに思うんですね。そういったスポーツで躍進する子供たちをどういうふうに捉えて、どう評価して、そういう大会に行ったときにはどう支援するかみたいなものを、ある程度整えておいてくださるといいかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

- 公益財団法人可児市体育連盟事務局長（高木和博君） 毎年、優秀選手につきましては、先般も行いましたけれども、各加盟団体に優秀選手の履歴等の候補者を体育連盟のほうへ上げていただきまして、総務委員会の席上で、うちが持っています表彰規程に合うかどうか協議いたしまして、毎年4月の総合体育大会の開会式のときに表彰をしております。もちろん子供から大人の方まで、個人、団体全て、うちの規則に該当すれば表彰しております。

それと全国大会へ出られる方につきましては、報奨金といたしまして体育連盟のほうからも支出はしております。以上でございます。

- スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 今の小川委員の関係ですが、スポーツ振興課としましては、今、全国大会とか国際大会に出られる方をこちらのほうに申請していただきまして、激励金という形で援助をさせていただいているというのが現状でございます。以上です。
- 委員（小川富貴君） 市全体への広報広聴もあわせて迅速に行える仕組みが必要かなというふうにも思います。雪合戦にまた入っちゃうんですけれど、すばらしい成果を出されましたよね。あれテレビの結構ゴールデンスポット、ニュースで流していました。あれを広告料に換算したら何千万、何百万のオーダーだと思うんです。物すごいいい可児市の宣伝になっていると思うんです、爽やかで。ちなみに少し何か出されましたか、お金。
- スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 雪合戦部につきましても、ほかの全国大会に出られた方と同様に、出方には激励金という形でお出しをさせていただいております。

〔「体育連盟のほうからですか」の声あり〕

これはスポーツ振興課のほうです。

- 委員長（板津博之君） 小川委員に申し上げます。今のは体育連盟の事業ではありませんの

で、所管が違うというところで。

じゃあ、ほかに質疑ございませんか。

副委員長、先ほどの件はよろしかったですか。

- 副委員長（山田喜弘君） 減価償却費は、今年度じゃなくて、ずっと公益財団法人になってから計上されているという話ですよね。どうしても、減価償却費というのは当然お金は出ていかないの、それは普通は借り入れの原資になるとか、そういうふうになるんですけど、キャッシュ・フローでいえば黒になっているんだと思う、だから給料とか払えるという話ですけれども、トータルは赤という話にならんのですかね、これ。この予算組みとしては。
- 公益財団法人可児市体育連盟事務局長（高木和博君） 先ほどもお話ししましたけれども、県から求められている公益財団法人の予算書というのは、この正味財産増減書なんです。先ほども言いましたように、損益ベースのものが求められています。ですから、公益財団法人になったときに、その運営が要はマイナスかプラスかを一目瞭然であらわしているのが、この予算書でございまして、先ほども言うております非現金支出、要は減価償却費が出るといことで、損益ベースでいきますとマイナス予算ということになっております。
- 副委員長（山田喜弘君） あと1点だけ、この正味財産増減予算書ですけど、後でやってもらえる文化芸術振興財団のように、各項目ごとに括弧をつけておいてもらったほうがわかりやすいと思うんですけど。次の文化芸術振興財団の9ページみたいに部門ごとに括弧をつけてもらえると、表示としてはわかりやすいかなということを申し添えておきます。
- 公益財団法人可児市体育連盟事務局長（高木和博君） そのように今後つくらせていただきます。よろしくお願いいたします。
- 委員長（板津博之君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、この件は終了とさせていただきます。

続きまして、公益財団法人可児市文化芸術振興財団の経営状況説明に移ります。

それでは、説明をお願いします。

- 公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山本和美君） 資料のほうですが、経営状況説明書で、下に公益財団法人可児市文化芸術振興財団と書いた資料をよろしくお願いいたします。

まず1ページめくっていただきまして、1ページでございしますが、まず基本方針ということになります。

平成27年度におきましても、引き続き文化芸術の中核拠点づくり、人と情報の交流拠点づくり、文化を生かしたまちづくりを基本方針としまして、引き続き劇場運営を行ってまいります。

項目2つ目にあります a 1 a まち元気プロジェクトにつきましては、基本方針を具現化する事業の総体として、引き続き実施いたします。

3つ目の項目、地域、他施設をリードする a 1 a については、文化庁から採択されました

特別支援施設として、今後も劇場運営に関して、これまで以上に公立文化施設のモデルケースとなるよう、文化芸術の振興とブランド力の向上を推進していきます。

4つ目の項目でございます地域拠点契約事業の推進につきましては、劇団文学座、新日本フィルハーモニー交響楽団と引き続き提携を継続していきます。演劇と、それからクラシックについて、文化創造センター a l a は芯が通っているということが事業運営の強みとなっております。その強みを生かして、今後も事業推進してまいります。

続きまして2ページからでございますが、それぞれの事業計画の詳細を示しております。2ページから4ページの途中までは鑑賞体験促進事業ということでございます。全部で23事業、23件ございまして、主なものについて御紹介します。

まず2ページでございますが、例年どおり本格的クラシックがサマー・コンサート、ニューイヤー・コンサートの2件を含めまして全部で4件、それから演劇が、文学座と富良野 G R O U P の2件、それから落語の寄席が2件でございます。

地域拠点公演の一番下のところにオープンシアターコンサートという項目が4番のところにございますが、こちらに書いてございますように、これまでアウトリーチ活動を通じて多く聞かれました、知的障がいのある方や、その家族、関係者の方から、劇場で音楽を楽しみたいと。実際、知的障がいのある方は、気分が高揚されると、体が動き出したりとか、奇声が出てしまったりとか、そういうことがあって、どうしても劇場でというわけにはなかなか、一般のお客さんと一緒にというわけにはいかないものですから、これまではアウトリーチという形で、出かけていっていろんな場所で聞いていただいたんですけど、ことしは何とかそれを、そういう方たちを対象に劇場で、小劇場のほうを予定していますが、実施できたらというふうに考えております。

続きまして3ページ一番上は、収益目的事業のポップスでございます。昨年度は2件ございましたが、予算の都合で1件ということにさせていただきました。上から3つ目の祈りのコンサートは、東日本大震災を忘れないようにという気持ちを込めまして、また明確にするために、これまでは5月に行ってございましたが、今年度からは震災の日、ちょうど昨日でございましたが、来年度は来年の3月11日に行わせていただくということになっております。それから、その下の段の枠は共催事業ということでございます。

4ページの一番上が映画事業、その下が展覧会です。それから真ん中から、まち元気・市民交流促進事業の自主企画・制作公演が5件ございます。これが文化創造センター a l a の事業の柱の一つということになっております。来年度も、大型市民参加事業や a l a コレクションシリーズなど、作品づくりを続けて進めてまいります。メニューとしましては例年どおりでございます。a l a コレクションの「すててこてこてこ」という題名が書いてございますが、これは幕末から明治にかけて活躍した落語の大名跡の三遊亭圓朝と、その弟子の圓遊を主人公にした芝居ということで、明治の荒波の中、芸に生きる落語家たちの姿を描くというものでございます。

同じく5ページの提携公演は、例年どおり a l a コレクションシリーズと、今年度は森山

威男さんのジャズナイトツアー公演を地方へ持っていきましたが、平成27年度はジャズナイトツアーにかわりまして、シリーズ恋文の地方公演を今回初めて行います。恋文の題材となっております恋文コンテストを行いました秋田県能代市、今は合併して能代市でございますが、当時、二ツ井町でそのコンテストが行われて、原作がそこから生まれたというところで公演をさせていただくと。いわゆる里帰り公演みたいな形でやらせていただく予定にしております。

提携公演の下が、普及啓発事業・ワークショップです。7件の事業がありますが、これも昨年と同様の事業構成でございます。

その下が普及啓発事業のアウトリーチでございます。4件ございます。

6ページに行ってくださいまして、上から3つ目は普及啓発事業の講座・講演となっております。これも4件ございます。

その次が人材育成事業ということで、3つございます。

7ページは芸術団体等支援ということで、演劇関係、歌舞伎、若者向けの音楽、そしてa l aクルーズへの支援ということで行っています。

その下は文化祭ということで、市からの受託事業ということで、音楽と美術、文芸、それぞれの文化祭を実施することにしております。

8ページは、「a l a Times」の発行などの広報宣伝事業と、鑑賞モニター制度の事業を行うものでございます。

以上、57事業を実施することとしております。

続きまして、9ページと10ページが平成27年度の収支予算書、先ほど体育連盟のほうからもございましたように、同様な構成になってございます。

まず収入のほうでございますが、(1)経常収益といたしましては、数値の上から3段目の数字になりますが5億5,826万3,000円でございます。

主なものとしまして、その下の入場料収益4,169万1,000円、これは自主事業の入場料収入の総額でございます。昨年度予算比でマイナス800万円ほどになっております。これにつきましては、先ほどの事業計画でも説明しましたが、収益目的事業のポップスを1つ減らしたこととか、それぞれの事業の入場料の収入について査定を厳しくいたしました結果、このような結果でマイナスとなっております。

それから、入場料収益の4段下になりますが、利用料金収益3,459万7,000円です。いわゆる貸し館の使用料収入の総額でございます。

その2段下が公演事業収益で2,188万2,000円です。これは先ほど事業の中で説明いたしましたように、a l aコレクションシリーズと、それからシリーズ恋文を地方公演で持っていくに当たっての、その売上収入でございます。

その下が指定管理受託収益ということで、これが今、市のほうの一般会計の予算のほうでもお願いをしていると思いますが、指定管理料が4億5,000万円でございます。

その3段下にあります受取国庫補助金につきましては、5,322万2,000円でございます。劇

場・音楽堂等活性化事業特別支援事業、いわゆる特別支援施設ということで4,870万円。それから同じ事業ではございますが、特別支援ではなくてネットワーク構築支援事業ということで452万2,000円を見込んでおります。

経常収益の計といたしましては、中段にあります 6 億1,608万1,000円となっております。平成26年度対比で663万5,000円の減となっております。補助金収入や入場料収入、公演事業収入、それぞれの増減との差し引きで全体として減額となっております。

次に支出でございますが、(2)経常費用につきましては、 の事業費といたしまして 5 億5,011万4,000円でございます。

主なものといたしましては、経常費用数値の 2 段目でございますが、給料手当が 1 億3,024万円です。昨年度比500万円ほどの増となっております。その下の臨時雇用の賃金が210万円ほどで、175万円ほど減です。これにつきましては、臨時職員が出産を機に退職いたしますので、その補充を正職員で行いたいと考えております。正職員と臨時職員との人数構成が変わることによるものでございます。ここ数年、事業がふえてきたことに伴い、慢性的な人員不足という状況ができておりますので、個々の職員のレベルアップ等、正職員と臨時職員の人数構成の変更で対応できたらなというふうに考えております。4 月からは、正職員が24人と臨時職員が 1 人の体制で進めていく予定にしております。

1 ページめくっていただきまして、10ページの 管理費でございますが、給料手当のところで、管理費の給料手当のところにもございますが、給料手当につきましては、管理費のほうでは1,100万円ほど減額となっております。臨時雇賃金につきましても260万円ほど減という形になっております。その両方をトータルで見ますと、給料手当につきましては246万9,000円のアップで、臨時職員の賃金としましてマイナスの207万9,000円というような予算組みとなっております。

続きまして、また戻らせていただきますが、 9 ページの下から 2 段目、主な支出でございますが、委託費が 2 億6,201万1,000円でございます。

また 1 ページめくっていただきまして、10ページでございますが、上から 3 段目の の管理費につきましてはトータルで7,101万6,000円となっております。予算が厳しい中で、補助事業もございますので、事業費は可能な範囲で厚く見て、管理費についてはぎりぎりまでの査定をしたというような状況になっております。

経常費用の計といたしましては、中段にあります 6 億2,113万円となっております。収支としましては、当期経常増減額、マイナス504万9,000円ということで赤字予算となっております。不足分につきましては、内部留保を取り崩す形として執行していく予定にしております。

赤字予算としました理由の 1 つには、平成26年度予算から指定管理料が1,000万円減額されております。それから、補正予算でもお世話になりましたが、継続的に採択されてきました補助金が採択されなくなったという事情も発生してきております。そういう中での平成27年度予算ということで、収入減を見込んだ中での編成となっているということ、それからも

う1つは収支を均衡させて、いわゆる国税、法人税をできるだけ節税するという目的もあります。文化芸術振興財団の歴年の決算を見てみますと、繰越金が毎年発生しています。これは、市の一般会計予算でも、例年、補正予算の最終で5%前後の繰越金が発生するのと同様でございますが、ただ公益法人会計は、この決算で繰越金、いわゆる剰余金が出ますと、この部分プラスアルファで利益というふうにみなされまして法人税が課税されてしまいますので、それを何とか節税したいということで、これは昨年末、市が行われました公の施設の指定管理者の監査の中で、市の監査委員の方から、補助金をもらう中で、また国に法人税を払っているという金の流れはいかがなものでしょうかというような御意見も、正式なものではございませんが、そういった御意見もいただきましたので、できるだけ節税を考えていかなければいけないということで、とし初めてでございますが、赤字の予算を編成しました。

全国の例えば特別支援施設の、文化創造センター a l a と同じように財団が管理しているところの財団の予算書もいろいろ調べましたら、やはり若干赤字につくっているところがほとんどでございましたので、こういうやり方もあるなということで、最終的には決算がどうなるかということになってきますが、今回初めてそういう形をとらせていただきました。

11ページからは予算書の事業別の内訳表で、縦横が逆になりますが、先ほども体育連盟でありましたように、公益的目的事業会計と、収益事業等の会計と、法人会計というふうで、それぞれの科目別に振り分けたものでございます。

以上、公益財団法人可児市文化芸術振興財団の経営状況の説明を終わらせていただきます。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

○委員（小川富貴君） とてもよい事業をいろいろやったださっているというふうに思って拝見させていただきました。

3ページの祈りのコンサート2016ですが、どういう方が演奏をしてくださる予定なんでしょうか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山本和美君） まだ出演者の方は固まっていません。昨年の5月は、日本フィルハーモニーの関係の方をお願いしてやっていただいたんですが……。

○委員（小川富貴君） 新日本フィルハーモニー交響楽団ですね。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山本和美君） はい、そうです。ごめんなさい。そういう方向でまた進めていきたいと思いますが、まだ確定はしておりません。済みません。

○委員（小川富貴君） 蛇足ですけども、松本で小澤征爾さんが、この3・11の記念にやられた曲がARIAだったんです。とてもよかったもんですから、もし参考にさせていただけたらというふうに思います。

それで予算のほうでお尋ねするところですが、この多額の赤を吸収するだけの内部留保でこれをやるということでお話でしたけれども、開館以来もう十数年たって、およそ5%を予

備費として組み入れてくると、3億円近く内部留保があるかなというふうに推定するところですが、内部留保はどの程度、来年度入れたところで終わりなのかお尋ねします。

- 公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山本和美君） 一般的ないわゆる内部留保という形でございますが、10ページを見ていただきますと、下から7段目になりますが、一般正味財産期首残高というところで9,243万9,000円、ここの部分がこれまでの繰り越してきたものが積み上がってきた分でございます。今までの流れとしましては、指定管理の協定書で、事業計画の変更等があった場合には、協定書に基づきまして市のほうへ返還するとか、そういった部分もございますので、5%という数字までにはなっていないのが実情でございます。
- 委員長（板津博之君） それでは、ほかに発言はございませんか。
- 委員（澤野 伸君） じゃあ9ページのところですが、事業収益の入場料収益を800万円ぐらい予算で前年より減らしたというのはわかりますが、1事業当たりの収益率の何かボーダーがあって事業を削っておるのか。それがどうなのかということと、前年と比べて収益率をどのぐらいに見ておるのか。1事業に対しての収益率ですね、どう考えているのかというのをお願いします。
- 公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山本和美君） 基本的には、それぞれの事業の担当者が、これまでの大体同じ事業がありますので、その事業ごとに、すごく満席に近くなる事業もありますし、そんなには入っていただけない事業もありますが、これもやる必要のある事業等々ございますので、これまでの、前年とかその前ぐらいの状況を見て判断して積み上げていくという形でやっております。単純に例えば1,000席あって80%の入りというふうに計算しちゃうと、いろんなチケット方式で、今、チケット制度がありますので、割引率とかいろいろ違ったものをどんどん出しておりますので、それだけでは単純には出せないところもあるので、そういったものも加味して積み上げた上で出してくております。
- 委員（澤野 伸君） それは幾ら、パーセンテージはどれぐらい。わからないですか。
- 公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山本和美君） それは、その事業ごとに違ってきているんで、最終的に積み上げて大体このぐらいではないかということです。平成26年度は予算としては4,900万円ほど上がってきているんですけど、実際今の段階でいくと大分少なくなっているという実情があって、ちょっと平成26年度は甘くし過ぎたかなという反省も含めて積算をしてきております。
- 委員（澤野 伸君） 1つ、委託料と、かかった経費分ですよ。例えば入場料収益、それから参加料収益等々で、講座受講料収益がありますわね、入りの部分で。あと経費分で、これが減せられたときに、その差額の部分で、例えば公益目的事業会計の鑑賞体験促進事業で7,165万円計上しておるんですけども、この部分と、収益事業会計のところの1,216万円の、これ同じ鑑賞体験でも、こっちは収益事業なので、その収益率というのは上げなきゃならんもんですよ、当然。経費分と考えたら。そのあれを数字的に教えてほしかったんですが。例えば、公益目的事業であれば、ある程度税を投下してやってもいいと思うんです。だけど、

こっちの収益事業のほうは、ある程度もうけの部分を求めなきゃいかんと思ったので、その収益率を教えてほしかったんですが。

- 公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山本和美君） まず、ここにある収益事業等会計ということで、公益目的事業と分けて設定はしてございます。これは公益法人を認定していただくときに、公益目的事業と収益目的事業というのをそれぞれ設定しないとイケないよと、いわゆる上級官庁、岐阜県からの指導の中で、じゃあポップス、その辺のものは公益じゃなくて収益と考えるべきではないですかという指導をいただいて、こういうふうに形式的に分けさせていただいております。ただ、今までやってきた中で実際に黒になったのは、多分、森山直太郎さんぐらいが若干黒字になったぐらいで、それ以外は、実際のところは経費全体と入場料収入を比較してみても、結構高いところまでは行っているんですけど、黒になるまでには余り至ってないというのが実情でございます。
- 委員（澤野 伸君） 公益財団で、収益事業のたしか割合が決められていますよね。これだけやってもいいよという、たしか50%でしたか、全体の事業の中の。その中にしたら非常に低いなあという印象なんです。公益財団の認定を受けるときに、収益事業のたしか上限がありますよね。それからすると、かなり低いような気がしますけど。
- 公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山本和美君） 50%というのは、50%を超えてはイケないということですので、基本的に公益事業がたくさんあれば、それは90%でも、95%でも、公益事業をやるべきところで、別に50%収益をやる必要はないというふうに考えております。
- 委員（山根一男君） 利用料の件でお尋ねしたいんですけども、3,459万円とありますけれども、具体的な例で、2月の末ごろに文化創造センター a l a の小劇場を申し込みに行きまして、御多分に漏れずほとんど土・日はあいていみせんけど、たまたま3月22日があいていたんですけども、2月10日を過ぎたら、もう申し込むことはできませんよという。要するにシフトの関係なのかどうか知りみせんけど、でもまだ1カ月あるわけなんですね。小劇場だと3万円とかそれぐらいですけども、その姿勢には非常にちょっと。スタッフが足りないという言葉がありましたから、それでもある。でも、常識的に考えてまだ1カ月先があいていてとれないという、その仕組みというのはどうなんでしょうか。何かそういう取り決めは、取り決めがあるからそうなんでしょうけど。
- 公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山本和美君） 基本的には今言われたとおり、小劇場と大劇場につきましては技術のスタッフが入ります。今言われたとおりに、1カ月前にはシフトをつくって、さらには「a l a T i m e s」にも次の月の事業の一覧も上げさせていただくというような形をお願いをしておりますので、そういう形でやらせていただいております。

今お話がありましたとおり、職員の休みをいかにして確保するかという状況、非常に今、たくさん使っていただいておりますので、当然、正職員だけでは足りないので委託もしておりますし、さらに物によっては増員という形で、その日だけ特別に技術スタッフに入っても

らうということも実際ありますので、そうした手配をするに当たっても、ある程度の期間がないとできないということで、基本的には1カ月前からは入れないという形をお願いしております。

- 委員（山根一男君） 状況はある程度理解しましたですけれども、講演会にそんなに凝るわけではなくて、ただマイクがあればいいだけの話なんですけれども、4億5,000万円も税金を投入しながら、みすみす機会ですね、芸術性を高める、スタッフのあれを高めるというのとせめぎ合いかもしれないけれども、何か釈然としないものがありまして、1カ月あれば民間なら何とかなる話なんだろうけれども、そのためにスタッフを何人が呼ぶというほどでもないと思うんですけれども、そのあたりは今後御検討の余地はないんでしょうか。
- 公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山本和美君） 確かにそういう要望はたくさんございますが、ではどういう内容のものならいつまで受けていいとか、そういう判断が非常に難しいところがやっぱりございますので、うちとしましては、できたら1カ月前には確定したいというふうに考えております。
- 委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。
- 副委員長（山田喜弘君） 私も毎月のように施設を利用させていただきますけれども、今の山根委員の発言もありますけれども、利用者からのクレームについて、どのような対応をされておるんでしょうか。
- 公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山本和美君） クレームにつきましては、直接受付へ言ってこられる方もございます。そういう方には直接、丁寧に対応させていただきますし、それぞれ貸し館が終わったときに、いろいろ必要事項をチェックしていただくというところにも、御意見等を書いていただく欄を設けまして、例えばここの調子が悪いとか、壊れているとか、掃除ができていないとか、そういうものにつきましては、どういうふうに対応したかという一覧をつくってチェックをかけております。毎月それを館長から私のほうへずっと回覧で回ってきておりますので、必ずチェックするようにしております。
- 委員長（板津博之君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、この件につきましては終了とさせていただきます。

参考人の方は、まことにありがとうございました。

ここで暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時34分

- 委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。
続いて、報告事項2．可児市水道ビジョンの改定についてを議題といたします。
執行部の説明を求めます。
- 水道部長（村瀬良造君） 水道部から、今申されましたように、可児市水道ビジョンの改定

について御説明させていただきます。

現行の可児市水道ビジョンにつきましては、平成21年度から平成30年度までの10年間を計画期間として策定されたものでありまして、既におよそ6年を経過しまして、現状とビジョンの内容に乖離が見られるということで、今回改定に至りました。

では、詳しい報告につきましては水道課長のほうから行いますので、よろしくお願いいたします。

○水道課長（田中正規君） それでは御報告させていただきます。

資料1-1と1-2がございまして、1-1がA4の1枚紙と、1-2のほうが可児市水道ビジョンの冊子でございますので、よろしくお願いいたします。

まず1-1でございますけれども、可児市水道ビジョンの改定についてでございます。

平成16年6月に国から水道の将来像について、各水道事業者が共通の目標を持って、その実現のために具体的な施策や行程を示す水道ビジョンが発表されました。これを受けまして可児市では平成21年3月に、長期的な水道システムの構築や整備を行うため、計画期間を平成21年度から平成30年度として可児市水道ビジョンを作成しました。今回の改定は、今、部長が申しましたように、計画期間の半ばを迎えましたため、市民中心のまちづくりの基本理念とした可児市第四次総合計画の実現に向けて、当初計画と整合性を確認しまして後期計画を見直すものでございます。

それでは、主な改定内容について御説明いたします。

資料1-2の冊子のほうをごらんいただけますでしょうか。

まず4ページをお願いいたします。

給水区域図を変更しておりまして、上の図面の赤く塗られた部分が可児市水道事業の給水区域でございますけれども、大平簡易水道、大萱飲料水供給事業の水道事業への統合によりまして、以前は違う色で色分けして区域分けしておりました図面右側のほうの大平・大萱の両地区を給水区域として表示しました。また、小滝苑地区を多治見市の給水区域に編入したことにより、小滝苑地区を給水区域から除外いたしております。

次に8ページをお願いいたします。

給水人口の見通しでございますけれども、改定前には平成30年度の給水人口を10万6,110人としておりましたけれども、行政区域内人口の減少が見込まれますので、推計を9万9,578人に改めました。また次のページ、9ページの1日最大給水量の見通しも、現状を反映しまして、5万2,362立米から3万6,925立米に改めております。

次に11ページをお願いいたします。

水道事業経営の現状についてでございます。

下の水道事業統計総括表で、改定前は平成14年度と平成19年度の対比で示しておりました収支の状況を平成20年度と平成25年度の対比に変更しました。

平成25年度には、収益の減少を補うために、一般会計から高料金対策補助金、他会計補助金でございまして、これを受けておりましたけれども、平成26年度からは県営水道料

金が約10%ほど値下げされましたので、補助金を受けないことといたしております。

また、資本的支出における事業費でございますけれども、建設改良事業費等は、今後も施設の耐震化整備などにより増加が予想されるといたしております。

次に、現在までの計画期間中に事業などが行われたことで変わった状況でございますが、また7ページへ戻っていただけますでしょうか。

ページ中段の略年表でございますが、平成23年の3月に小滝苑地区を多治見市の給水区域に編入しております。先ほどもお話ししましたが、小滝苑地区への給水は、これまで多治見市から区域外給水を受けておりましたけれども、区域外給水は暫定的な措置でありましたため、正式に可児市の給水区域から除外して多治見市からの給水区域といたしました。

その下の下段ですけれども、平成25年の4月に大平簡易水道及び大萱飲料水供給事業を上水道に統合し、安定した水道の供給が行えるようになりました。

次に20ページをお願いいたします。

一番下の項目の県営水道受水地点の適正化でございますけれども、県営水道の小名田調整配水池の建設に伴いまして、市もこれを共同施設として1,000立米の容量を確保しております。そして、桜ヶ丘配水池と連絡することができました。これによりまして、平成25年5月から県営水道の受水箇所が5カ所となりまして、川合浄水場や山之上浄水場に万一の事故があった場合など、緊急時にも中津川浄水場経由の水が受水可能になりました。また、桜ヶ丘配水池の送水の大部分を小名田から自然流下で賄うようになりましたので、給水の安定化と経費の削減ができました。

次に26ページをお願いいたします。

上から5番目の項目でございますけれども、長坂配水池の廃止と配水ブロックの見直しですが、平成24年に第2光陽台配水池を建設しまして、光陽台地区の高台における低水圧を解消いたしました。また、これによりまして光陽台配水池の有効容量が増加しましたので、耐震性の低い長坂配水池を平成26年9月に廃止しまして、光陽台配水池と愛岐ヶ丘配水池から長坂地区へ給水することで、長坂地区の高台における低水圧も解消しております。

次に、今回の改定で変更や追加した課題でございます。

また20ページへ戻っていただけますでしょうか。

一番上の項目の施設の老朽化でございますけれども、老朽化施設の更新に加えまして、使用期間を延命することも課題といたしました。

次の項目の施設の耐震化計画と対策でございますけれども、施設の耐震補強整備や管路の耐震管の入れかえを加えまして、配水ブロックを見直して耐震性の低い配水池を廃止しまして施設の集約化を検討することも課題としております。

次の項目の管路更新でございますけれども、管路の計画的な更新を図る上で、耐用年数に加えまして耐震性も課題といたしております。

次の21ページでございますけれども、一番上の水質管理と新基準への対応でございますけれども、県営水道を直接受水する4カ所の配水場に加えまして、先ほどお話ししました県営

水道受水地点の小名田調整配水池ができましたので、ここから受水をしております桜ヶ丘配水池にも水質監視設備を導入することを課題としております。

次の項目の災害時の供給でございます。災害や事故等によって水質の軽微な悪化が発生した場合、給水を全面的に停止することは市民生活への影響が大きいため、水質悪化の程度に応じて摂取制限をした上で給水するということも検討課題としております。

次に、今回の改定で変更や追加をした施策でございます。

24ページをお願いいたします。

一番上の(1)水道事業経営の健全性維持のほうでございますけれども、上段でございます。財政計画につきまして、計画期間が平成26年から平成35年度の中・長期収支計画で検討した上で、給水収益の減少や県営水道受水費の値上げもあり得ることから、改定前は料金改定を行わずという表現をしてございましたけれども、中・長期的な観点から適正な料金を算定していくというふうにしております。

次に25ページをお願いいたします。

一番下の項目の耐震化対策の実施でございますが、重要度の高い低区配水場や中区配水場などの耐震化対策を平成31年度までをめどに実施すること、また送水管などの基幹管路につきましても重要度の高いものから耐震管への布設がえをすることといたしております。

次、26ページをお願いいたします。

一番上の項目の配水管の老朽化対策の実施でございますけれども、耐震性の低い塩化ビニール管から優先して更新するという中で、昭和40年代の塩化ビニール管が残存しております桜ヶ丘につきまして、平成27年度からの10年間をめどに老朽管の入れかえ工事を実施することといたしております。

次の項目からの配水ブロックの見直しでございますけれども、これは耐震性の低い鳩吹台配水池と松伏配水池を廃止しまして、それぞれの配水ブロックに隣接する虹ヶ丘配水ブロックと桂ヶ丘配水ブロックへ統合すること、また緑配水池につきましても、老朽化に伴う施設の集約化を図るために、配水ブロックを愛岐ヶ丘配水ブロックへ編入して配水池の廃止を検討することとしております。

また、愛岐ヶ丘地区の高台を光陽台配水ブロックに編入することで、低水圧区域の解消を図ることとしておりまして、桂ヶ丘配水ブロックでは高水圧が原因となる漏水事故も発生しておりますので、水圧変動の解消を図る施策を考えることとしております。

次に27ページをお願いいたします。

一番上の項目の設備機器の定期的な更新でございますけれども、設備機器につきましては20年で更新するというようにしてございましたけれども、今回、20年は原則としまして、適切なメンテナンスにより延命を図っていくということといたしております。

最後になりますけれども、次に32ページのほうをお願いいたします。

地震災害時における被害想定でございますけれども、想定地震を南海地震・東南海地震ということを変えまして、現在公表されております南海トラフ巨大地震などに変更しまして、

関連する被害想定も見直しました。その結果、34ページになりますけれども、被害の想定箇所が、送水・配水管の被害想定箇所でございますが、以前は141カ所であったものが149カ所に増加しております。

以上、主な改定につきまして御説明を終わらせていただきます。

- 委員長（板津博之君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ないようでございますので、続いて報告事項3．文化創造センター a l a の備品についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

- 生涯学習文化室長（堀部建樹君） では、報告をさせていただきます。

本日の協議題の報告事項3番でございます。文化創造センター a l a の備品についてにつきまして報告をさせていただきます。

12月議会の建設市民委員会におきまして、今年度実施しました文化創造センター a l a の音響設備の改修工事に当たりまして、取り外した機材でまだ使えるものを、例えば公民館などで音響設備が老朽化して支障が出ているものに移設をさせていただきましたという説明をさせていただきましたけれども、その際にじゃあどれぐらいの経済的な効果があったのかという御質問をいただきましたので、この場をおかりしましてお答えさせていただきたいと思っております。

お手元の資料の平成27年3月12日建設市民委員会資料ナンバー2というメモ書きの資料をつけさせていただきましたが、そちらのほうをごらんください。

文化創造センター a l a から、ここにありますように公民館などの公共施設へ移設をしました機材の当初の取得価格を上げてみました。この6施設に移設しまして、その取得価格の合計は、当時789万円でございました。耐用年数がみんな過ぎてしまっていますが、一つの出し方としまして、昭和43年の大蔵省令で、耐用年数が過ぎてしまったものの残存価格は、こういう類いのものについては10%という決めで、これがまだ生きています。平成19年度以降に購入したものについてだったと思うんですけれども。としますと789万円の10%ということで78万9,000円の経済効果、まだこれだけの金額の分が、数字上ですけれども残っていると。捨ててしまわなくて使ったので、これだけの経済効果は残っていると、このように考えております。以上でございます。

- 委員長（板津博之君） それでは、これより質疑を行います。

今の件について質疑はございませんか。

- 副委員長（山田喜弘君） あくまで計算上はこうなるということですよ。実際はどのくら

いもつように考えているんですかね。

- 生涯学習文化室長（堀部建樹君） これは、その物によって、あと例えばあした壊れるか、5年もつのか、それは私どもでも正直申し上げましてわかりません。ただ、一旦壊れてしまうと、これも物によりますけれども、部品が既にないようなものの中にはございますので、ですからどれぐらいもつかという御質問につきましては、申しわけございませんが、明確にお答えするというのは難しいかと思います。
- 副委員長（山田喜弘君） 一応これだけ節約できましたよみたいな感じですかね。新しく買うよりは、再利用して、この程度の価値のあるものがあったということで、そういう理解でいいでしょうか。
- 生涯学習文化室長（堀部建樹君） そのように御理解いただけるとありがたいと思います。
- 委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、この件については終了とさせていただきます。

ここで暫時休憩といたしますので、関係する部課長のみ残っていただき、それ以外の方は退席いただいて結構です。

休憩 午後 2 時52分

再開 午後 2 時54分

- 委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。
続きまして、報告事項 4 . 空き家等の適正管理に関する条例についてを議題といたします。
執行部の説明を求めます。
- 環境課長（高野志郎君） それでは報告ということで、きょうお出しをしました資料は 3 - 1、3 - 2 と、それから後から空き家を適正に管理しましょうというパンフレットですが、これは後ほど説明させてもらいますが、この 3 つ、3 枚ということで、よろしくお願いします。
まず、空き家を適正に管理しましょう、資料 3 - 1 ですね、これは広報かにの 4 月 1 日号でこれを出させていただきます。きょうは都市計画課も建築指導課もいらっしゃいますけど、総合窓口ということで私のほうから説明させていただきますんで、防災安全課も入りますんで 4 課で、この辺のみんなで協議して、広報かに 4 月 1 日号に出させていただくというお知らせです。
3 - 2 は後から説明しますんで、とりあえずきょうお配りしました空き家を適正に管理しましょうというチラシをつくりました。このチラシは、連絡所とかに置かせていただくとか、ホームページもこれを利用させてもらいながら、こうした平成27年 4 月 1 日から空き家等の適正管理に関する条例を施行しますよというのを周知させていただくという中身になっています。これは報告ということです。
もう 1 つ、きょう 3 - 2 ということでお出しをしております。これにつきましては、空家

等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針ということで、これは空家等対策の推進に関する特別措置法の第5条に基づいて定めなければならないということになっていまして、平成27年2月26日にこの指針が総務大臣と国土交通大臣から告示をされたという中身です。

中身的には、こういうことで概要ということで、きょうはお渡ししておりますけれども、大体は条例に基づいた部分でやっております。1番は本基本指針の背景、市町村の役割、それから2番では実施体制の整備ということで、2番の1で市町村内の関係部局による連携体制を整えなさいよというような部分です。この1については、そういうことで体制を整えておるということです。

3番につきまして空き家等の実態把握、実態把握もしていく必要があるというような指針が出ております。実態把握をどうするかというのが、これから可児市にとっても大事なことかなあと考えています。情報によりますと、美濃加茂市が今年度、実態把握をするようなことを言われております。金額もある程度使われて、かなりの金額と言っていますけど、ただしこれは短期間でやられるみたいで、実際に実態把握できるかどうかというのは微妙なところかと思えます。どうも美濃加茂市は前からやってみえたところがあるみたいですね。改めてやられるというような情報もいただいていますけど、可児市としても実態調査、実態把握をどうやってやるのかなというのが、来年度、すぐ課題になるのかなあと。どうやってやるかは、若干今も考えていますけど、まだ公表というかあれですけど、都市計画課が空き家・空き地バンクのほうで17の団地、ある程度の空き家の情報を持ってみえます。そういうやつも活用しながら市内全域でやっていく必要があるのかなあと。先ほど広報でも載っていましたが、統計上は4,900戸ぐらい可児市もあるよというようになっていますんで、そこら辺をどうやってやっていくのが課題になるかなあと思えます。

あとあわせて次の8番、空き家等に関する対策の実施に必要な財政上、また税制上の措置ということになっています。財政上については、国がいろんな補助金なり、そういったものを多分考えていかれると思うんですけども、税制上の措置ということです。これについても、もともと空家等対策の推進に関する特別措置法の中では、この辺の税制措置を考えますという話をされていましたが、ことしの1月14日に閣議決定をされまして、今までの固定資産税の課税標準額、200平米以下の場合は6分の1、200平米以上の場合は3分の1というふうに減免がありましたけど、都市計画税のほうもそれに追随して3分の1とか3分の2の減免があったんですけど、これがここでのいう特定空家等に対しては、これは特例措置をなくすというようなことが閣議決定をされました。この条例につきましては多分、総務企画委員会の中でもこの条例の関係をやりますので、説明は税務課のほうが若干したと思いますが、一応こういう税制上の措置を閣議決定されたということです。

それでここに書いてあるとおり、これも1つ、今課題になっていまして、ここでは市町村長による必要な措置の勧告を受けた特定空家等に対する固定資産税等の住宅用地特例の解除とあります。ここでのいう特定空家等と。これは何を指すかというのは、実はガイドラインを

国土交通省と総務省がつくるというふうに言っていますので、ガイドラインは5月ごろにはできるということになっていますので、これを見ながらうちのほうの対応をどうやってやるかと。ですから、これが施行される再来年からの固定資産税の特例措置がなくなるということになると思うんですけれども、そういったことで、若干こちら辺のガイドラインの見方によっては、どうやって取り扱っていくのかなあというふうに考えております。

課題は2つありますので、先ほどの実態調査も含め、うちの場合は実際は実態調査をするためには、的確、確実な調査をせないかんと思っています。そこら辺をどうやってやるかなあというのが本当に課題かなあと思っています。

隣の次の計画についても、作成の推進と。国のほうは、計画をつくって、利活用も含めながら計画するべきという努力義務をやっていきますけど、これについても実態調査をしてからやるべきかなあと思っています。それも先ほど言ったみたいに、的確な特定空家等という部分も含めながら、調査してからやっていくものかなあというふうに考えております。

今、こんな流れですので、またいろいろ国のガイドラインも出てきますので、その都度にはおいおいまた皆さんにも御説明申しながら、意見交換をしてやっていきたいと考えておりますのでお願いします。以上です。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

それでは、この件についてこれより質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

○副委員長（山田喜弘君） 1点聞きたいのは、平成27年4月1日から条例が施行されるわけですけど、国のほうがガイドラインを5月ごろに発表するというので、その間というのは何か特に検討することは、それを受けてから改めて検討するというのでしょうか。

○環境課長（高野志郎君） 基本的にはそうなるかと思うんですけれども、余り待っておってもあれですので、うちができる範疇がどこまであるかというのをやっていきたいと思ひますし、多分、広報かにも載せますし、自治連絡協議会にも実は、平成27年4月3日に早速、自治連絡協議会の会議があるというふうにお聞きしていますので、この中身を説明申し上げて、今回は自治連合会には、協力は、そんなに負担をかけるつもりはないんですけど、実態調査のときに御協力を願うという部分ではお話しさせていただきますけど、そういった動きをしながらやっていきたいと思ひます。そうすると、当然今までも空き家の苦情が来ていますので、そこら辺もこれにあわせてやっていく必要が出てくるのかなあと思っています。それはそれとしてやらせていただくというふうに思っています。

○委員長（板津博之君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、この件については終わりますが、ちょっと私のほうからお願いというか、この空き家等の適正管理に関する条例は可児市議会初の提案、前委員長もお見えになりますけれども、大変市民が待ち望んでおった条例かと思ひます。実際に平成27年4月1日からまた施行されるに当たりましては、恐らく初めてのことだと思ひますが、4課連携をしてやってい

かれるということで、環境課は窓口で大変だと思いますけれども、またマンパワーもそれなりに必要になってくるかと思います。市民のためにも、しっかりとまた横の連携もっていただきながら運用のほうに努めていただきたいというふうに申し添えて、この件については終了とさせていただきます。

それでは続いて、報告事項５．岐阜県総合教育センター可児分室跡地購入についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

- 都市整備課長（三好英隆君） 報告事項でございます。岐阜県総合教育センター可児分室跡地購入について、資料ナンバー４について説明をさせていただきます。

目的につきましては、さきの12月の天羽議員の一般質問で御回答させていただいたとおりでございます。可児市運動公園の充実を図り、スポーツ振興と利用者の利便性を高めるという目的で購入をしたいと考えております。

購入予定地の概要につきましては、所在地が可児市坂戸上野1025番地１ほか７筆でございます。宅地、雑種地、山林の介在地でございます。面積につきましては５万2,446.48平米、約１万5,900坪でございます。

この敷地の中には建物がございまして、本館研修棟が鉄筋コンクリート造の３階建てでございます。延べ床面積が1,430.08平米、建築年が平成元年の３月に竣工した建築物でございます。施設概要につきましては、宿泊施設が12畳の宿泊室が12室ありまして、その他関連施設、諸室がございます。その他の建物としましては、実験実習等、ガラス温室２棟、倉庫等10棟がございます。

今回の経緯につきましては、平成21年度に県から、この岐阜県総合教育センター可児分室の閉鎖に伴って、可児市の用地取得に関する問い合わせがございまして、取得希望ということで報告をさせていただいております。平成22年３月においては、この当教育センターが閉鎖されまして、平成22年度、庁内プロジェクトチームで跡地の利用が検討されております。そして、平成23年の２月において、総務企画委員会で、今の市長、副市長が用地について報告をさせていただいて、検討、協議をさせていただいておるところでございます。

今後の予定でございますけど、岐阜県議会での売り払いの議決後、可児市土地開発公社で購入予定をしておるところでございます。早ければ６月の議会に上程をされるということをお願いしております。

裏面を見ていただきたいと思います。

購入予定の土地につきましては、ＫＹＢスタジアムの南側でございます。青い用地境界というところで囲まれた約５万2,000平米ぐらいの土地になります。図面の右側、本館研修棟という先ほどちょっと説明した建物がこの位置にありまして、図面上、上のほう、可児市Ｂ＆Ｇ海洋センターのところにトラクターの運転練習場がありまして、たまにこちらのほうで仮の駐車場で使用しておるところでございます。

簡単でございますけど、説明は以上で終わらせていただきます。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

それでは、この件について質疑を行います。

○委員（中村 悟君） 土地を買っていただくことはありがたいんですが、今ある建物は残したままなののでしょうか。壊してもらってから買うのかどうかということと。もう1つは、平成22年から庁内で利用を検討ということなんですが、具体的にこの後何をつくるのかとかどうするかというのが、決まっておるかどうかは別にしても、もしその中身がわかれば教えていただきたいなというのと。多分、委員会で報告されたと思うんですが、その取得の金額がどのくらいかなというのがおおむねわかれば、お願いいたします。

○都市整備課長（三好英隆君） まず第1点目は、建物につきましては現状の維持のままでするので、先ほど説明した建物については、こういった状態で購入という形になります。

当時、こういった検討をなされておるかというのは、委員会で回答をさせていただいておるところでございますけど、1つは可児市運動公園の拡張用地として利用するというのと、それから周辺のB & G海洋センター並びに錬成館との一体的な整備を行いたいということで、具体的にはサッカー場やら総合体育館等が当敷地に入るかどうかというのは検討されていますけど、最終的には市民の意見を聞きながら具体的に整備を進めたいというふうな回答をさせていただいております。当面は暫定的に駐車場に使うということで回答をさせていただいております。

もう1つ、最後に購入金額でございますけど、最終的には県議会の議決ということでございますけど、当時の委員会では2億円から2億5,000万円ほどで何とか購入したいというふうで御回答させていただいております。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

○副委員長（山田喜弘君） その購入希望価格というのは、折り合いがつきそうなのですか。こっちの値段でというか、どうなんだろうかね。

○都市整備課長（三好英隆君） 最終的には今、詰めさせていただいておるところでございますけど、ほぼ合意を得た状態になっておりますけど、先ほど言いましたんですけど、ここで幾らでというのは、県の議決後、記者発表後ということで、大変申しわけないですけど、その後に発表させていただくことになると思います。よろしくお願いします。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

○委員（中村 悟君） さっき残すと言われた研修棟ですが、建物を残すんだったんだよね。これって何か使うんですか。

○都市整備課長（三好英隆君） 建物についても、今後内部的に、また同じようにプロジェクトチームを組んで、どういう形で、残すのか壊すのか、そういった判断も今後させていただくことになると思います。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、この件については終了とさせていただきます。

続きまして、報告事項 6 . 可児駅自由通路整備事業等についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

- 都市整備課長（三好英隆君） 報告事項 6 . 可児駅自由通路整備事業等について、資料ナンバー 5 で説明をさせていただきます。

可児駅自由通路整備事業等につきましては、現在、可児駅にある地下道についてはバリアフリー化に未対応で、防犯上問題があります。跨線橋形式のエレベーターつき可児駅自由通路の整備を行い、利用者のバリアフリー化と安全確保を進め、あわせてＪＲ可児駅のバリアフリー化も行います。可児駅自由通路整備事業につきましては、ＪＲ東海と事業合意を平成 27 年の 2 月 27 日にしました。なお、自由通路の供用開始と同時に、地下道と今広踏切は閉鎖をいたします。

事業期間につきましては、平成 27 年度から平成 29 年度までを予定しております。

事業費につきましては 6 億 5,000 万円、これはＪＲ東海に対して委託事業という形になります。

自由通路のラチ内通路の施設概要、ラチ内通路というのは、ＪＲ可児駅の構内のことをいいます。構造につきましては鉄骨造の 2 階建て、自由通路の有効幅員は 2 メートル、ラチ内の有効幅員についても 2 メートル、自由通路の延長は約 40 メートル、これは 2 階部分のことを言っております。エレベーターを 2 基設置する予定でございます。貫通型で、東と西に各 1 基を設けさせていただきます。

供用開始時期につきましては、平成 29 年度末を予定しております。

同時に駅前広場についても整備をさせていただきまして、東口駅前広場については区画整理事業で行いますけど約 6,300 平米、供用開始につきましては、自由通路の工事が完了してから工事に入りますので、平成 30 年度に供用開始、西口につきましても同じように自由通路が完成してから整備を行いますので平成 30 年で、面積は 440 平米ほどを予定しております。

経緯につきましては、平成 10 年の 5 月、これは区画整理が始まる前にＪＲ東海と覚書を締結しておるところでございます。この中に、県道土岐可児線及びＪＲ可児駅橋上化と一体構造の東西自由通路を整備するということで、当時は駅の橋上化ということで整備をする予定でございました。その中に地下道及び今広踏切についても、自由通路が供用開始とともに廃止をするという覚書が締結されております。

平成 14 年度につきましては区画整理が着工されております。

平成 23 年の 8 月に、ＪＲ東海に対して、自由通路の規模縮小と橋上駅舎化の中止を申し入れております。

平成 25 年 2 月については、調査設計ということで、橋上駅じゃなくて、自由通路及びラチ内エレベーター用跨線橋の新設に関する調査設計が開始をされております。

平成 26 年の 2 月から 9 月に、踏切廃止について説明会を都市整備課のほうで行いまして、今広、沓井自治会、下恵土自治連合会や地区の班、ＰＴＡ単位を対象に、8 回の説明会を開催させていただいております。

平成27年1月、今広自治会の総会にて、自由通路の整備と今広踏切、地下道廃止の予定時期について報告をさせていただいております。先ほどお話ししましたように、平成27年の2月27日に覚書の再締結ということで、ＪＲ東海と計画変更の協議を終えて締結をしております。

ページをめくっていただいて、２ページでございます。図面があるかと思います。

今回の自由通路につきましては、ＪＲ可児駅と名鉄新可児駅の真ん中に青い分、これが自由通路になります。図面上、西口駅前広場と、図面上、下、東口駅前広場とを結ぶものになります。ちょうど真ん中に赤い部分で囲まれておりますが、先ほどちょっと説明をしましたラチ内といいまして、ＪＲ可児駅の構内の部分になります。

図面上、下で、自由通路の拡大した平面のものでございます。青い部分が自由通路、西から階段を上って東で階段をおりるとというのが一つのルート、それと兼用エレベーターというのがございまして、これは自由通路とラチ内で使用できる貫通型のエレベーターでございますので、自由通路から乗った方は自由通路しか扉が開かないというようなエレベーターを設置する予定でございます。

３ページを見ていただきたいと思います。

今回、自由通路のパス、鳥瞰図でございますけど、手前にＪＲ可児駅、奥に名鉄新可児駅がありまして、真ん中に今回計画しておる自由通路のパスが描かれております。

下のパス、これは自由通路の内部のパスでございます。ちょうど黄色い点字ブロックがあるかと思います。これは自由通路部分でございまして、真ん中の左側に兼用のエレベーターということで、外壁については防犯上のために全面ガラス仕様ということで計画しております。

最後になりますけど、ページをめくっていただいて４ページでございます。

今回、今広踏切は閉鎖をさせていただくことになります。これにかわるものとしては、広見土田線（市道14号）が高架になっております。それと図面下、県道土岐可児線、これはＪＲのほうでアンダー部分を工事させていただいて、当時は歩道もなく、車がすれ違わないようなところでございますけど、現在広めて緊急車両も通れるものになっております。あと、真ん中の青い部分が自由通路完成ということで、今広踏切は廃止をさせていただくということでございます。以上です。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

それでは、この件について質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

じゃあ、これについては終了とさせていただきます。

それでは、ここで休憩をさせていただきます。

休憩 午後３時18分

再開 午後 3 時35分

○委員長（板津博之君） それでは、会議を再開いたします。

協議事項 1 . 議会報告会での意見の取り扱いについてを議題といたします。

皆さんお手元に、これは昨年の議会報告会の意見交換会で出た内容で、建設市民委員会に絡んだものをピックアップしたものになっておるんですけども、これにつきましては事前に正・副委員長のほうで内容を見させていただいて、皆様にもサイボウズのほうで上げさせていただいたと思うんですけども、今回これを委員会として今後取り上げていく、どれについて取り上げるかということを決めないといけないんですけども、正・副委員長で話をした結果、ほとんど直接うちの委員会にかかわっているというものがなくて、例えばKルートに絡んだ整備をしてほしいだとか、そういった間接的なものがほとんどであったために、今回は特にとりたててこれを扱っていこうということは必要ないんじゃないかというのが正・副委員長の結論なんですけれども、もしどうしてもほかの委員のほうで、これは取り上げていったほうがいいんじゃないかという御意見があれば、きょうここで伺っておきたいというふうに思いますので、もしそういったことがあれば発言をしていただけますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

じゃあ、よろしいですかね。異議なしということで。

いずれにしても、これは記録には残っていきますので、皆さんそれぞれまた記憶にとどめておくなり、今後の議員活動の中でまた調査・研究を進めていただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、これにて本日の建設市民委員会を終了とさせていただきます。お疲れさまでございました。

閉会 午後 3 時37分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年 3 月12日

可児市建設市民委員会委員長